

食品表示基準の一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方 (令和 7 年 7 月 24 日時点※)

※ 本資料は、提出された御意見の概要を現時点版としてまとめたものであり、今後、e-gov において公示する「御意見の概要及び御意見に対する考え方」の整理と異なることがある。

意見募集の結果

- 意見募集期間：令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 7 月 14 日（月）まで
- 意見提出方法：インターネット（e-Gov 意見提出フォーム）及び郵送
- 寄せられた意見総数：7 件（1 件の中に複数の内容が含まれており、それらを分割すると 8 項目）

※このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見 2 件

食品表示基準の一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示について、その他の一般的な食品と同様に、表示できるように改正することについては、一般消費者を誤認させる恐れが少ないと考えられること、商品設計としてあり得ることから、賛成です。	賛同の御意見として承ります。
改正前は、別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を含む旨の強調する用語は表示禁止事項と考えてよいか。改正案について、別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を含む旨の強調については表示禁止事項ではなくなるということか。 成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、その他の一般的な食品と同様に容器包装上に表示することができるように見直しを行うとのことだが、具体的な事例としては、どのような表示例が表示可能となることを想定されているか。	現行制度においては、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第7条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示（別表第12）及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示（別表第13）をする場合を除き、別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を含め、機能性関与成分以外の成分を強調する用語は表示禁止事項としていました。他方、本改正案では、別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を強調する用語は、一般の食品と同様の取扱いといたします。
現在の食品表示基準の記載および改正案から、改正後に表示可能になる事例が分かりにくく、改正後に可能になる表示案をQ & A等で補足頂くことをご検討頂けないか。	これまででは、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示についても、食品表示基準第7条の規定に基づく栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示（別表第13）をする場合を除き、容器包装上に表示することが禁止されていましたが、今般の改正で、その他の一般的な食品と同様に表示できるように見直しを行うものです。例えば、成分を添加していない旨については「砂糖不使用」や「食塩無添加」、成分を含まないことについては「ノンカフェイン」等が想定されており、その具体的事例等について示すことについては、必要に応じて対応してまいります。
強調表示のうち、「低糖質」、「糖質オフ」は判断がつかなかったもので、さらなる詳細なルールが必要と考える。	

御意見の概要	御意見に対する考え方
「機能性関与成分以外の成分を強調する用語」に危険である可能性がある成分や原材料を含めていただきたい。有益な成分を含み健康に良い印象を主張している一方で、添加物や遺伝子組み換え作物を使用している商品がある。このようなトータルで考えて健康に不利益を及ぼすと考えられる商品を、消費者が容易に区別できるようにしていただきたい。つまり、機能性関与成分以外の成分、例えば、添加物や遺伝子組み換え作物が含まれていないことを強調できる説明を商品に記載できるようにしていただきたい。	本改正案は、機能性表示食品において機能性関与成分以外の成分を強調する用語のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示について、その他の一般的な食品と同様に容器包装上に表示することができるように見直すものです。御指摘の添加物や遺伝子組換え作物が含まれていないことの表示については、別途、食品表示基準の規定やガイドライン等で示しており、機能性表示食品とその他の一般的な食品で取扱いに違いはありません。
今般、機能性表示食品の機能性関与成分以外の成分を強調する用語の表示のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、その他の一般的な食品と同様に容器包装上に表示することができるように見直しを行うとのことである。 しかし、機能性表示食品のうち、錠剤、カプセル等食品（サプリメント）についてまで、添加しない、含まない強調表示を解禁することは反対である。 サプリメントは一般的な食品とは異なり、風味を楽しむものではなく、糖分や塩分等の添加が不要であるため、基本的に糖類や塩分等は無添加であるが、一般的な食品と異なり過剰摂取のおそれがあるという性質がある。 このような性質を持つサプリメントについてまで、添加しない、含まない強調表示が可能であるとすると、本来添加されていない、含まれていないのが当然であるのに、添加されていない、含まれていないことを強調することで他の製品より優れているという誤認を与えるおそれがある。 以上から、サプリメントについては引き続き、成分を添加していないこと、含まないこと等の強調表示は禁止すべきである。 (同旨意見ほか2件)	御指摘の「添加されていない、含まれていないことを強調することで他の製品より優れているという誤認を与えるおそれがある。」ことについては、その表示が実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させるものとして、法令に抵触するような表示は禁止されていることが前提です。その上で、機能性表示食品のうち、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品についても、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示について、今般の改正で、機能性表示食品以外の一般的な食品と同様に表示できるように見直しを行うものです。